# 要望書

平成30年7月豪雨に伴う災害に対する要望

平成30年8月

岡山県

本県では、平成30年7月豪雨による河川の決壊などにより、60人を超える多くの尊い人命が失われるとともに、住家被害は、全半壊が5,700棟を超え、床上浸水は4,500棟以上に及んでいます。

また、道路、河川、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広 範に被害が生じ、住民生活や経済活動への影響も深刻となっていま す。

こうした中、住民の生命・身体の安全確保を最優先に、被災地の応急復旧、被災者の支援等に全力を挙げて取り組んでいるところであり、国においては、発災直後から人命救助活動をはじめ、被災者支援、災害廃棄物の撤去、河川の応急復旧など、様々な形で多大の御支援をいただいているほか、8月3日には、予備費を活用して1,000億円規模の被災地の生活再建と生業の再建に向けた支援パッケージを決定していただき、感謝申し上げます。

一方で、今回の豪雨災害は、被害が広範囲にわたる上に、その影響も多岐にわたり、復旧に向けては、過去最大規模の費用や時間が必要となることが見込まれております。

県は、復旧復興に向けて、確たる歩みを続け、この困難を必ず乗り越える決意であり、県民の生活や経済活動が速やかに回復するよう、引き続き次の事項について、御支援を賜りますようお願いいたします。

平成30年8月8日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 1 被災者支援の円滑な実施について

生活福祉資金の貸付について、今般の災害に係る特例的な取扱いへの対応など、貸付窓口を担っている社会福祉協議会の業務量が増加していることから、事務費補助金の加算や、貸付原資からの対象経費の取崩しを可能とすること等の措置を講ずること。

また、被災者の各種支援に当たるボランティアが迅速かつ円滑に活動する ため、自治体の要請に基づき社会福祉協議会が設置するボランティアセンタ 一の運営に要する自治体の負担に対して財政措置を行うこと。

## 【要望の背景等】

生活福祉資金は、低所得者、高齢者、障害者世帯を対象とした貸付制度で、 国県費を原資に社会福祉協議会が窓口となって貸付を行っており、貸付に係 る事務費については、円滑な貸付業務の実施のため、国が1/2を補助する仕 組みとされている。

このたびの災害を受け、資金を必要とする世帯の増加に加え、国の特例措置により貸付要件が緩和された「緊急小口資金」について、貸付申請の大幅な増加が見込まれるところとなっている。

このため、当面(1か月程度)の対策として、全国の社会福祉協議会による 応援職員の派遣も得ながら、特設受付会場の設置等により対応しているところであるが、今後一定の期間にわたり、申請受付など業務量の増嵩が想定されることから、既定の事務費補助金を加算する措置や、事務費充当のための貸付 原資の取崩しを可能とする措置等を講じていただきたい。

なお、平成28年熊本地震では、貸付原資の取崩しが可能となる旨、厚生労働省から通知されている。

#### 2 医療施設、社会福祉施設等の早期復旧

被災した医療施設、社会福祉施設、環境衛生施設(火葬場)等の早期復旧を 支援するため、国庫補助の対象を、施設・事業所の設備・備品(車両、事務備 品を含む)にも拡大するとともに、補助基準額(対象事業費下限額)や補助上 限額についてもできる限り柔軟な取扱いとすること。

#### 【要望の背景等】

「医療施設等災害復旧費国庫補助金」及び「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」については、7月豪雨災害で被災した医療施設や社会福祉施設・事業所を対象に、主に建物復旧のための工事費や医療用設備等を補助する内容とされているが、被災施設・事業所においては、建物の被害に加え、事業を行う上で不可欠な種々の設備や備品も浸水等により壊滅的な被害を受けている。

今後、早期の復旧に向け、こうした種々の設備・備品の修繕や再整備についても補助対象としていただきたい。

なお、平成28年熊本地震では、被災した障害福祉サービス事業所等の事業 再開に要する設備等を補助するための実施要綱が定められた。

# ※種々の設備・備品の例

- ・医療施設:ベッド、救急車等の車両、事務機器(レセプトコンピュータ)等
- ・障害福祉事業所: 事業用車両、利用者情報管理用のパソコン、就労系事業所(A型事業所など)の機械・機具や農業用ビニールハウス等